

### (3) 特定経路

#### 基本的な考え方

特定経路は、特定旅客施設と官公庁施設、福祉施設等の対象目的施設との間の経路となります。そのため、前項で示した対象目的施設までの移動経路について、特定経路として指定することを基本とします。

しかし、特定経路指定においては、歩道が未設置である単断面道路も含まれており、このような経路については、可能な限りの移動円滑化を推進する「準特定経路」として世田谷区独自に位置づけることとします。

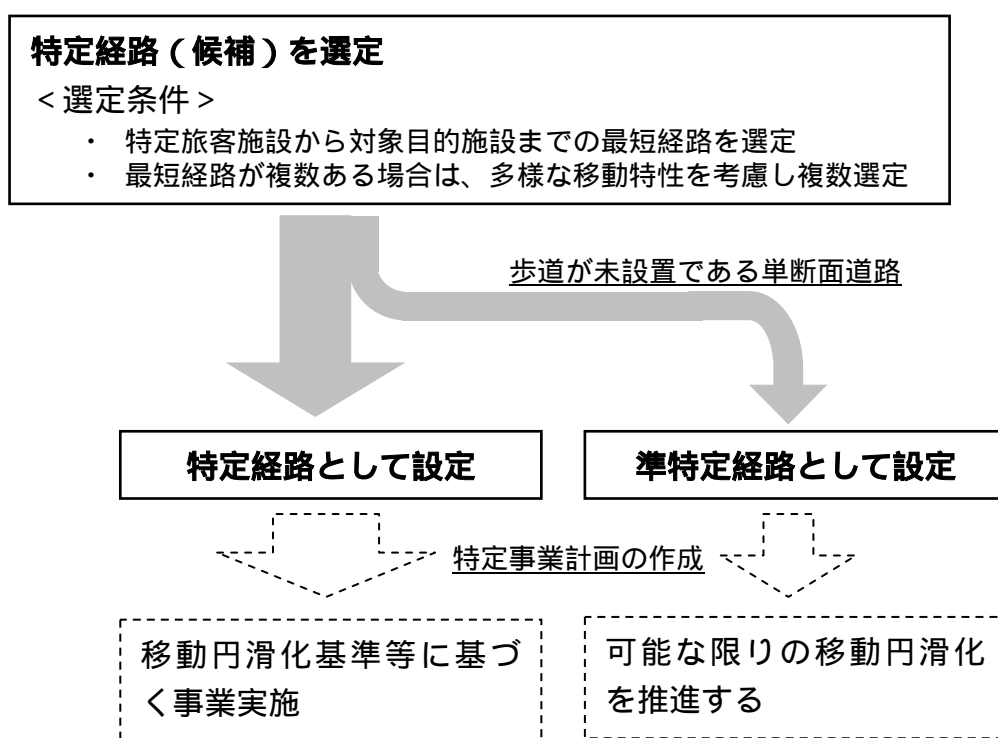


図 2.9 特定経路指定の基本的な考え方

#### 特定経路・準特定経路の指定

前記の考え方をもとに、特定経路（候補）の選定および関係事業者との協議・調整を行い、表 2.7 に示す特定経路及び準特定経路を指定しました。

表 2.7 特定経路及び準特定経路

経路 番号	特定経路（候補）		経路指定	事業者
	道路名称	主な対象目的施設		
	国道 246 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人見記念講堂</li> <li>・ 青葉病院</li> <li>・ 世田谷郵便局</li> <li>・ 世田谷警察署</li> <li>・ 三軒茶屋病院</li> </ul>	特定経路	国
	都道第 3 号 (世田谷通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャロットタワー (東急ストア、世田谷パ ブリックシアター)</li> </ul>	特定経路	東京都
	区道 (茶沢通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎</li> <li>・ 西友</li> <li>・ 三軒茶屋区民集会所</li> <li>・ 茶沢通り商店街</li> </ul>	特定経路	世田谷区
	区道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎</li> <li>・ 西友</li> </ul>	特定経路	
	区道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャロットタワー</li> <li>・ (東急ストア、世田谷パ ブリックシアター)</li> </ul>	特定経路	
	区道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太子堂区民センター</li> <li>・ 世田谷区ボランティアセンター</li> </ul>	準特定経路 (歩道未設置の単断面道路)	
	区道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区ボランティアセンター</li> <li>・ 下馬図書館</li> <li>・ 世田谷福祉作業所</li> </ul>	準特定経路 (歩道未設置の単断面道路)	
	区道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太子堂区民センター</li> <li>・ 世田谷区ボランティアセンター</li> </ul>	準特定経路 (歩道未設置の単断面道路)	
	区道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太子堂区民センター</li> </ul>	準特定経路 (歩道未設置の単断面道路)	
	区道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷郵便局</li> <li>・ 世田谷警察署</li> </ul>	特定経路	
	地下歩行者 専用道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャロットタワー (東急ストア、世田谷パ ブリックシアター)</li> </ul>	特定経路	

( 図は p,35 参照 )

#### 2.4 重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区は、特定旅客施設（東急田園都市線三軒茶屋駅及び世田谷線三軒茶屋駅）を中心とした徒歩圏域（概ね半径 500m）で、対象目的施設及び特定経路・準特定経路を含み、道路や字界等で明確に区切られる地区として図 2.10 に示す地区を設定します。

重点整備地区の規模：99ha

世田谷区三軒茶屋駅周辺地区  
交通バリアフリー基本構想  
重点整備地区・特定経路図

特定旅客施設		その他の鉄道駅	
対象目的施設		福祉施設	
区役所関連		医療施設(総合病院)	
郵便局		商業施設	
警察署		主要な商店街	
上記以外の公共公益施設			

対象目的施設とは・・・

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設

特定経路候補			
特定経路・準特定経路			
特定経路		準特定経路	
国道			
都道			
区道			
区道(地下道)			

重点整備地区 99ha



図 2.10 重点整備地区及び特定経路・準特定経路

## 2.5 特定事業及びその他の事業

### (1) 特定事業

#### 公共交通特定事業

特定旅客施設等における公共交通特定事業の内容を表 2.8、2.9、2.10 に示します。

#### a. 鉄道事業者（東京急行電鉄株式会社）

表 2.8 鉄道事業者の公共交通特定事業の内容（1/2）

事業者	項目	事業内容	短期	中期	長期
東京急行電鉄株式会社	移動	ホーム階から改札階までのエレベーターを設置します。			
		改札階から地上階までの移動円滑化の検討を、関係機関と調整し進めます。	.....→		
		階段端部（段鼻）の認識性向上を検討します。	.....→		
		道路管理者とも調整し出入口部の一段段差を改良します。	.....→		
	案内	エレベーター設置に伴い、上下移動施設等の案内サイン整備を行います。			
		関係機関と調整し、乗り換え案内及び地上階までのエレベーター案内を充実します。	.....→		
		案内板の見やすさ向上を検討します。	.....→		
		音声案内について検討を進めます。	.....→		
	視覚障害者誘導	ホーム端部の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法見直しを検討します。	.....→		
		触知式案内板の位置変更を検討します。			

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～

（ は事業実施予定の時期、.....→ は調査、計画、設計、調整、協議等の期間を示す）

表 2.9 鉄道事業者の公共交通特定事業の内容 (2/2)

事業者	項目	事業内容	短期	中期	長期
東京急行電鉄株式会社	田園都市線三軒茶屋駅	券売機	わかりやすい料金案内について検討します。	.....➔	
			ICカード導入等により、利便性向上を図ります。	.....➔	
			車いす用の蹴込みを設けます。		
		トイレ	多機能トイレを設置します。		
			一般便所に洋式トイレを設置します。		
			簡易折りたたみベッドの設置を検討します。	.....➔	
	改札	改札口を増設します。			
	ベンチ	ホーム上のベンチ増設を検討します。	.....➔		
	接客	駅員等の接客教育を継続して行います。			
	世田谷線三軒茶屋駅	上下移動	改札・券売機前のスロープ勾配改善について関係機関と調整します。	.....➔	
		案内	関係機関と調整し、乗り換え案内を充実します。	.....➔	
			列車接近表示を設置します。		
			音声案内について検討を進めます。	.....➔	
		改札	幅の広い改札の設置を検討します。	.....➔	
わかりやすい料金案内について検討します。			.....➔		
ベンチ		ホーム上のベンチ増設を検討します。	.....➔		
接客	駅員等の接客教育を継続して行います。				

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～

( は事業実施予定の時期、.....➔ は調査、計画、設計、調整、協議等の期間を示す)

b. バス事業者（東急バス株式会社、小田急バス株式会社）

表 2.10 バス事業者の公共交通特定事業の内容

事業者	項目	事業内容	短期	中期	長期
東急バス株式会社	バス車両	ノンステップバスの導入を継続して進めます。			
	バス停留所	わかりやすい時刻表案内の検討を行います。	.....	.....	➔
	接客	運転手等の接客教育を継続して行います。			
小田急バス株式会社	バス車両	ノンステップバスの導入を継続して進めます。			
	バス停留所	茶沢通りについて、道路整備にあわせ改良を行います。	.....	➔	
	接客	運転手等の接客教育を継続して行います。			

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～  
 （ は事業実施予定の時期、.....➔ は調査、計画、設計、調整、協議等の期間を示す）



既に導入されているノンステップバス

## 道路特定事業

特定経路における道路特定事業の内容を表 2.11、2.12 に示します。

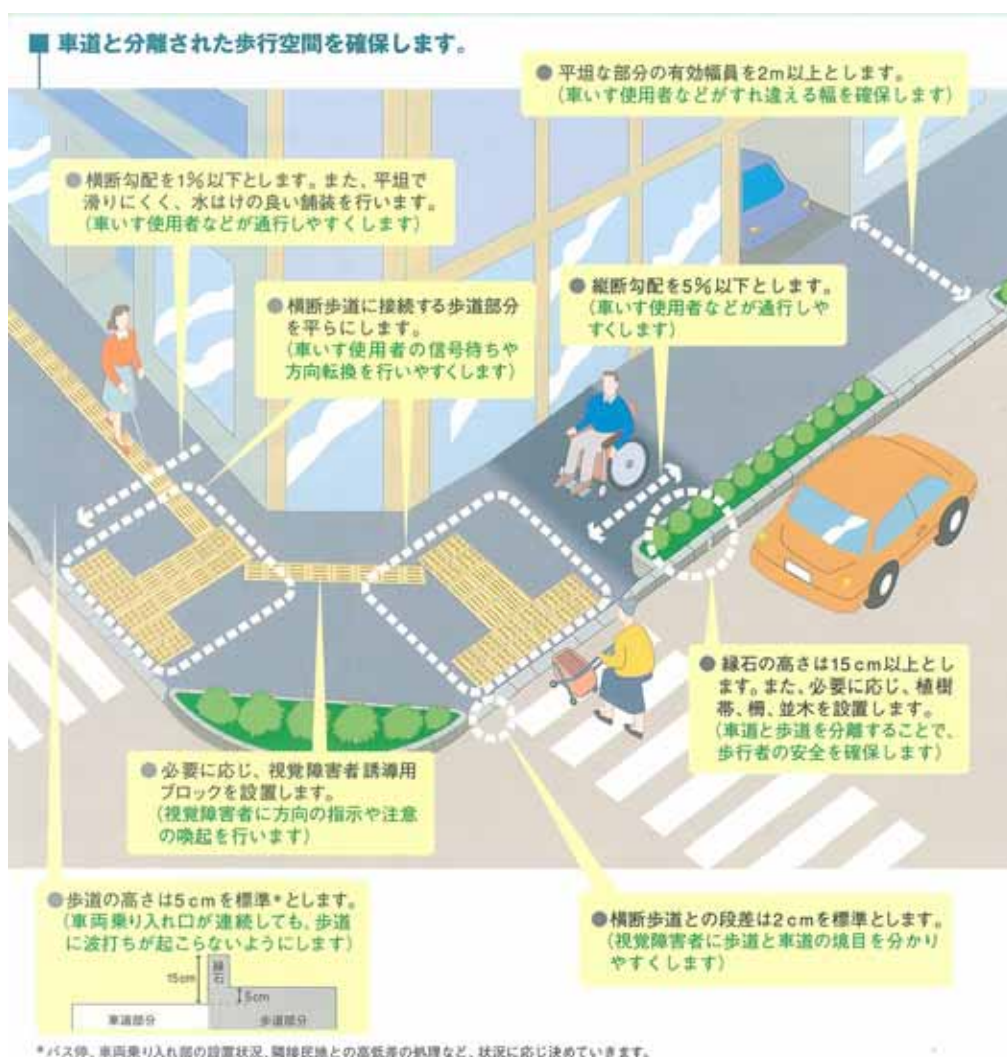


図 2.10 道路特定事業のイメージ

出典：道路広報センター

表 2.11 特定経路における道路特定事業の内容 (1/2)

事業者	経路番号	道路名	事業内容	短期	中期	長期
国土交通省		国道246号	歩道の有効幅員 2 m以上確保については、公開空地の確保を含め、関係機関と長期的に検討します。	.....→		
			車両乗り入れ部の横断勾配を改善します。	.....→		
			不要な切り下げ部を改善します。	.....→		
			三軒茶屋交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの設置方法を改善します。			
			沿道施設（世田谷郵便局）と視覚障害者誘導用ブロックを連続させます。			
			歩道橋の改良を検討します。	.....→		
			三軒茶屋交差点の横断問題について関係機関と協議し、総合的解決を目指します。			
			関係機関と連携により駐車取締を強化し、バスの正着性を高めます。			
東京都		都道第3号世田谷通り	滑りにくくがたつきの少ない舗装に改良します。			
			三軒茶屋交差点の横断問題について関係機関と協議し、総合的解決を目指します。			
			看板や商品はみ出し陳列等については、関係機関とともに適切に指導します。			

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～

( は事業実施予定の時期、.....→ は調査、計画、設計、調整、協議等の期間を示す)



表 2.12 特定経路における道路特定事業の内容 (2/2)

事業者	経路番号	道路名	事業内容	短期	中期	長期
世田谷区	区道 茶沢通り		関係機関と調整し、歩道の有効幅員 2.0m 以上確保に努めます。	.....	➔	
			滑りにくくがたつきの少ない舗装に改良します。			
			急な車道方向の勾配等の改善を行います。	.....	➔	
			茶沢通りに適する視覚障害者誘導用ブロックの設置方法について検討します。	.....	➔	
			歩行者保護のための安全施設の設置については商店街との調整により検討します。	.....	➔	
			三軒茶屋交差点の横断問題について関係機関と協議し、総合的解決を目指します。			
	区道		移動円滑化基準に基づく歩道を設置します。			
	区道		エレベーター前に世田谷線までの誘導案内を設置します。	.....	➔	
	区道		植栽帯を改良し、歩道有効幅員の拡幅を検討します。	.....	➔	
	地下歩行者専用道路		床に滑り止め等を設置します。			
		エレベーターや、田園都市線、世田谷線への案内等を充実します。				
特定経路全体		誰にもわかりやすい案内サインの整備を、関係機関と協力し進めます。				
		放置自転車対策を継続して進めます。				
		看板や商品はみ出し陳列等については、関係機関とともに適切に指導します。				

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～

( は事業実施予定の時期、.....➔ は調査、計画、設計、調整、協議等の期間を示す)

## 交通安全特定事業

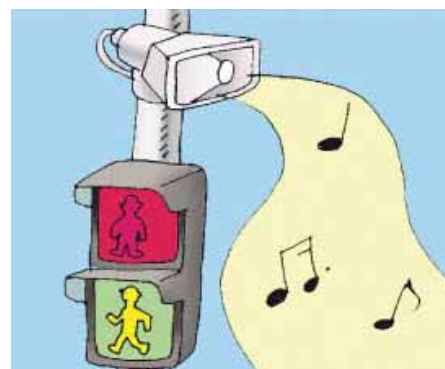
交通安全特定事業の内容を表 2.13 に示します。

表 2.13 特定経路における交通安全特定事業の内容

事業者	項目	事業内容	短期	中期	長期
警視庁 世田谷 警察署	信号機	音響式信号機への改良を進めます。	.....	➔	
		押しボタンの場所を音で案内します。適切な位置の設置を検討します。			
		茶沢通りの西友前横断歩道に音響式信号機設置を検討します。	.....	.....	➔
		茶沢通りの東海ビル前に横断歩道設置を検討します。	.....	➔	
違法駐車	違法駐車取締を強化します。	違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。			
横断歩道	横断歩道	国道 246 号の昭和女子大付近に南北の横断歩道設置を検討します。	.....	.....	➔
		横断歩道の路面表示について改善を検討します。	.....	➔	
三軒茶屋交差点		横断問題について関係機関と協議し、総合的解決を目指します。			

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～

( は事業実施予定の時期、.....➔ は調査、計画、設計、調整、協議等の期間を示す)



(2) その他の事業

先に示した交通バリアフリー法に定められた特定事業（公共交通、道路、交通安全）の他に、以下に定める事業を推進します。

準特定経路

準特定経路の事業内容を表 2.14、2.15 に示します。

表 2.14 準特定経路におけるその他事業の内容

事業者	経路番号	道路名	事業内容	短期	中期	長期
世田谷区		区道	路肩のカラー舗装化等を検討します。	.....➔		
			電柱の移設について電力事業者と調整します。			
			三角地帯の有効活用について検討します。	.....➔		
		区道	道路放置物（カラーコーン等）について改善方策を検討します。	.....➔		
			路肩のカラー舗装化等を検討します。	.....➔		
		区道	路肩のカラー舗装化等を検討します。 急傾斜の箇所について改善します。			
		区道	路肩のカラー舗装化等を検討します。	.....➔		
	準特定経路全体	誰にもわかりやすい案内サインの整備を、関係機関と協力し進めます。				
		放置自転車対策を継続して進めます。				
		看板や商品はみ出し陳列等については、関係機関とともに適切に指導します。				

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～

（ は事業実施予定の時期、.....➔ は調査、計画、設計、調整、協議等の期間を示す）

表 2.15 準特定経路におけるその他事業の内容

事業者	道路名	事業内容	短期	中期	長期
警視庁 世田谷 警察署	準特定 経路全 体	違法駐車取締を強化します。 違法駐車防止の広報活動及 び啓発活動を実施します。			

短期：平成 17～19 年 中期：平成 20～22 年 長期：平成 23 年～  
（ は事業実施予定の時期を示す）

### キャロットタワー

キャロットタワーの1階部分は、田園都市線及び世田谷線の始発から終電までの利用が現状で可能となっています。両線間の乗り換え経路として、上下移動がなく非常に安全な移動円滑化経路であるため、世田谷区では、現状のままの利用形態の継続を要請していきます。

東側に歩道として提供されている公開空地については、縦断勾配を緩和するよう要請してきます。

また、世田谷線 三軒茶屋駅前広場は、勾配が長く車いす等の利用時に問題がありますが、キャロットタワー内の1階通路への誘導案内を周辺道路で充実させ、安全な経路誘導を行います。広場を利用可能な車いす利用者もいるため、利用経路の選択ができるように勾配を表示したり、他の利用者がより安全・快適に利用できるように、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法や車止めの配置等の改善についての協力を要請していきます。



キャロットタワー内の1階通路



世田谷線 三軒茶屋駅前広場

## 2.6 関係者の協働による事項

### 「関係者が協働して継続的に取り組む行動指針」

#### 地下から地上までの上下移動の円滑化

現在、田園都市線 三軒茶屋駅の改札階から地上までの移動円滑化は、改札から 100m 程西に位置する区管理のエレベーターを介して確保されています。

しかし、一日平均 10 万人以上の利用がある駅施設として、不便な場所に位置する「1 ルート」では不十分であり、多様な移動特性に対応した移動支援の充実が必要です。

三軒茶屋交差点の南北及び三角地部分へのエレベーター等の設置は、地元の要望や交通バリアフリーアンケート調査からも強く望まれています。

そのため、区では、この「地下から地上までの上下移動の円滑化」を、交通移動環境のユニバーサルデザイン化を推進するための重点課題として捉え、関係者との調整及び技術的検討や地元区民等との意見交換を行い、組織化も含め積極的に取り組みます。

#### 南北分断の解消

地域の抱える大きな課題として、国道 246 号による南北の分断問題があります。三軒茶屋交差点から三宿交差点の間（約 800m）に、国道 246 号を横断できる箇所が、昭和女子大学前の横断歩道橋しかなく、車いす使用者等は大きく迂回をしなければなりません。

地元からは、平面による横断歩道設置を望む声が強くあります。しかし、首都高速道路のランプ部に近いことや、自動車交通への影響等の技術的な課題もあり、十分な調整と検討が必要になります。横断歩道橋のバリアフリー化も検討材料の一つとなりますが、周辺用地の取得や活用が必要であり、平面横断と併せて総合的（技術的）に検討する必要があります。

また、三軒茶屋交差点の歩行者用信号の青時間間隔の短さや、信号待ち時間の長さ等、三軒茶屋交差点での横断問題もあります。三軒茶屋駅の地上出入口部が位置することから、さらに歩行者等の交通が集中し、過密な歩行空間で危険な状況になっています。

これらの横断問題も含む南北分断の解消は、地域の課題であり、

また、高齢者や身体障害者等が安心して移動できる環境づくりの一環でもあります。「地下から地上までの上下移動の円滑化」と併せ、組織化も含め積極的に取り組みます。

#### 歩行者空間の確保と活用方法のルール化

三軒茶屋駅周辺の通行量を考えると、現在の歩道幅員では、十分なサービス水準が確保されているとは言い難い状況です。これに加え、放置自転車や、バイクの違法駐車、看板や商品台の張り出し等が慢性化し、さらに歩行空間を圧迫しています。

また、国道 246 号、世田谷通り、茶沢通りの歩道で「自転車通行可」となっており、自転車の歩道上での走行マナー等も問題となっています。

安心・安全・快適な歩行空間を確保するために、歩行空間を確保するためのまちづくりルール、看板等の掲出のルールの徹底、放置自転車対策、自転車走行のルール、心のバリアフリー育成に向けた啓発活動等、地域と一体となった総合的な取り組みができるよう、区は支援していきます。

#### 公共交通の利用のしやすさの向上

バス車両への乗降のしやすさに配慮し、バス停留所における正着性を確保するための違法駐車対策等、関係者の連携による取り組みが必要です。また、公共交通への案内サインを整備し、駅間の乗り換え、鉄道とバスの乗り換え等、初めての来訪者でも分かりやすい環境の整備が必要です。

今後も公共交通の利用のしやすさ向上のための取り組みを強く進めていきます。

## 2.7 基本構想の実現に向けて

### (1) 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

基本構想が作成されると、基本構想に基づき各事業者により特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）が進められます。

特定事業実施に際しては特定事業計画の作成が必要であり、高齢者、身体障害者等の意見反映の努力義務や基本構想を作成した区や他の関係事業者への意見照会が交通バリアフリー法で定められています。

よって、交通バリアフリー基本構想作成後、管理者は単独または共同して関係者との十分な意見交換を行い、特定事業計画を作成するものとし、その計画に基づき特定事業を実施することとします。

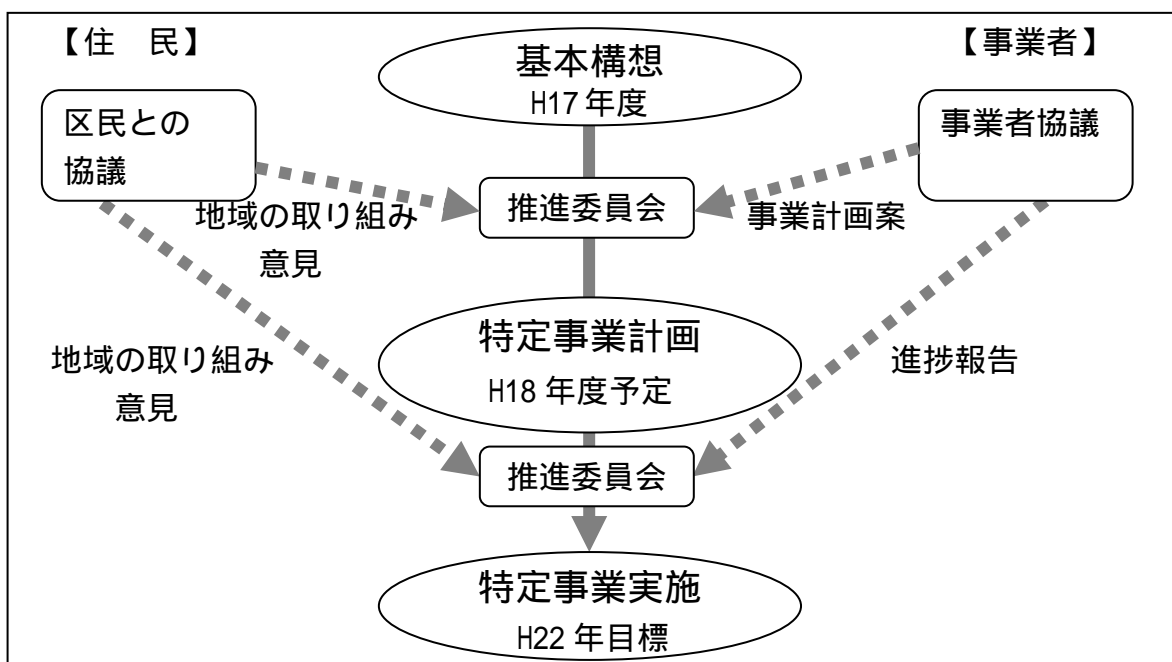


図 今後の基本構想の流れと、「区民」「事業者」の関わり（案）

## (2) 特定事業の進捗管理及び体制整備

基本構想を作成した世田谷区は各事業者の取り組みに協力するとともに、各事業の進捗状況を把握し、必要に応じて各事業者に対し意見しなければなりません。

また、ハード、ソフト両面におけるバリアフリー整備の効果を高めていくために、計画（Plan）実施（Do）点検（Check）見直し（Action）のサイクルに基づき、継続的改善に取り組む必要があります。

これらのことから、世田谷区は、交通バリアフリー基本構想作成後も特定事業計画の作成状況の把握、特定事業等の実施状況の把握、事業実施後の点検と改善策の提案を継続的に行っていくため、（仮称）「世田谷区三軒茶屋駅周辺地区交通バリアフリー基本構想推進委員会」を設置し事業の推進を図ります。

## (3) 心のバリアフリーの推進

特定事業の推進により施設等のバリアフリー化が推進されていきますが、視覚障害者誘導用ブロック上の放置自転車、歩道幅員を狭める看板など運用面での課題は多く、バリアフリー化を効果的に機能させるためには、ハード整備と心のバリアフリーの両輪で進めていくことが不可欠です。近くにいる人による手助け、一声が何よりも重要となる場合もあります。

交通バリアフリー法では国民の責務として高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するように努めることが定められています。地域の方々や商店街、町会をはじめとする区民もバリアフリー推進への協力に努めることを本構想で示したいと思います。

そのため、区民の理解と協力が得られるように、区では広報・啓発活動を強化していきたいと考えています。また、区職員のバリアフリーに関する研修、総合学習やバリアフリーに関する生涯学習に継続して取り組みます。さらに、地域の方々やボランティア、現在行われている地域のNPOによる介助体験研修等との連携により、区民参加による人にやさしいまちづくりの推進の一層の拡大に取り組んでいきます。



(4) 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例と連携した建築物のバリアフリー化の促進

基本構想を策定する際、官公庁施設や福祉施設等についてハートビル法との連携を図る観点から、平成16年10月14日、交通バリアフリー法の基本方針が変更されました。

今回の基本構想においても、既存建築物のキャロットタワーや世田谷郵便局との連続性配慮の事業内容を示しており、方針に基づくものとなっています。

しかし、ハートビル法が対象としない小規模な建築物等におけるバリアフリー化の課題は残ります。世田谷区では「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」を制定しているため、基本構想で示された対象目的施設に関しては、今後一連のバリアフリー化された経路となるべく、建築管理者に協力を働きかけ、基本構想との連携を推進していきます。

また、その他の必要な施設に関しても、「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」に基づき、バリアフリー化に向けての協力を働きかけていきます。

### 3 今後の取り組み

#### 3.1 他地区への展開

「世田谷区三軒茶屋駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」をモデルとし、他地区へも展開を図っていきます。

区内全域への拡大は、一斉に実現できるものではなく、段階的に、しかも効果的に展開していかなければなりません。

よって、以下の事項に沿って検討・整備を進めていきたいと考えています。

乗降客数が非常に多い区内の主要な交通結節点について、次の段階の検討地区として、基本構想策定の可能性について検証します。

その他の地区については、現状では移動円滑化基準に基づく歩道有効幅員 2.0m 以上確保が困難な駅周辺地区も多く、基本構想策定が困難な状況があります。予定される交通バリアフリー法の改正内容を踏まえ、基本構想策定の可能性について検証します。

#### 3.2 新技術や社会動向への対応

今後、高齢社会の進展により、電動車いす（電動三輪，四輪）等の使用者の増加や、新しい歩行支援用具等の開発が予想されます。

また、新技術により新しいタイプの歩行支援用具、音響・音声案内の開発が予想され、このような新しい移動手段、移動支援器具等への対応も必要になってくるものと考えられます。

例えば、視覚障害者の携帯端末を用いた誘導システムについては、様々な技術が開発されていますが、全国的な規格が統一されていない実状にあります。駅のホームドア（柵）については、異なる事業者による相互乗り入れがある場合は、車両の統一化などが必要不可欠となります。バス停留所における正着性については、限られた道路空間内で正着性を確保するなどの技術開発が必要となります。

今後、顕在化する新たな社会問題，新技術開発，法改正など社会情勢が刻々と変化することを考慮し、これらに対し柔軟に対応できるよう検討していきます。

### 3.3 交通バリアフリー法改正への対応

国土交通省では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン政策大綱」を平成 17 年 7 月に策定しました。

この中で、「建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度を構築する」ことが示されました。

これを受け、政府は平成 18 年 2 月 27 日の事務次官会議で、鉄道駅とその周辺などを道路や建物も含め面的にバリアフリー化し、高齢者や障害者等が移動しやすいまちづくりを進める「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案」を決め、同 28 日の閣議決定を経て国会に提出、成立から半年以内の施行を目指しています。

重点整備地区の要件や、路外駐車場、都市公園、建築物も含めた特定事業の実施、住民等からの基本構想の作成提案制度創設等が盛り込まれ、より広範かつ柔軟な対応が求められることとなります。

そのため、基本構想策定地区の展開や、三軒茶屋駅周辺地区における基本構想の見直しなど、今後も継続して積極的に取り組めます。

## ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

### ○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

### ○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等  
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物  
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

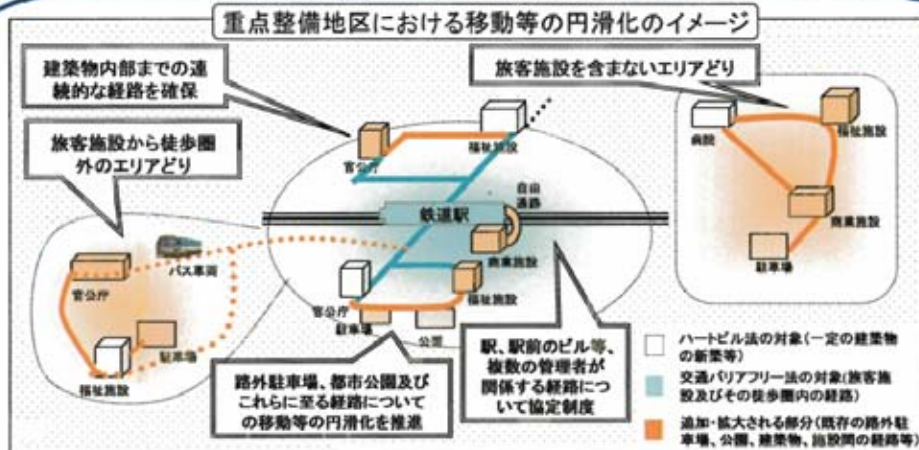


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

### ○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

### ○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

出典：国土交通省

章を改めるため白ページとする。